

○糸満市農道及び排水路等土地改良施設の管理に関する条例施行規則

平成21年3月31日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸満市農道及び排水路等土地改良施設の管理に関する条例（平成21年条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(農道管理委託協定)

第2条 条例第2条第1項第3号に基づく農道管理委託協定は、様式第1号によるものとする。

(台帳)

第3条 条例第3条に規定する各台帳は、次のとおりとする。

- (1) 農道台帳作成済農道延長総括表（様式第2号）
- (2) 市管理排水路等土地改良施設台帳（様式第3号）

(他目的使用の許可申請)

第4条 条例第5条の規定による他目的使用の許可を受けようとする者は、他目的使用許可申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる工作物、物件又は施設（以下「他目的使用物件」という。）の図面等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図（付近100メートル内外の範囲のもの）
- (3) 設計書、仕様書、及び関係図面（縮尺50分の1程度の平面図、縦横断図、側面図、及び構造図等）。ただし、軽易なものについては、省略することができるものとする。

(4) 法令により官公署の許可又は承認等が必要なものは、その許可書若しくは承認書等又はその写し

(5) 糸満市が管理する農道及び排水路等土地改良施設（以下「土地改良施設」という。）に隣接する土地、及び建物の所有者に利害関係がある場合は、その利害関係者の当該使用に係る同意書

(6) 現況写真

(7) その他市長が必要と認める書類

2 国又は他の地方公共団体等が前項に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ市長と協議し、その同意をもって、許可にかえることができるものとする。

(他目的使用の許可承認)

第5条 市長は、前条の申請があったときその内容を審査し、土地改良施設の本来の用途又は目的を妨げないものであって、かつ、当該土地改良施設を総合的に利用することが関係耕作者の利益に合致すると認められる場合は他目的使用許可書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

(他目的使用事項の変更許可申請)

第6条 他目的使用の許可を受けた者（以下「他目的使用者」という。）が許可の内容を

変更しようとする場合は、他目的使用事項変更許可申請書（様式第6号）に第4条に規定する他目的使用物件の図面等を添えて市長に提出し、その許可を得なければならない。  
（工事の実施）

第7条 他目的使用者は、第2条の許可に係る工事（以下「工事」という。）に着手するときは、あらかじめ工事着手届（様式第7号）を市長に届け出なければならない。

2 他目的使用者は、工事の実施場所において許可を受けたことが確認できるよう配慮しなければならない。

3 他目的使用者は、工事が完了したときは、ただちに工事完了届（様式第8号）を市長に届け出を行い、実施についての市道及び監督又は検査を受けなければならない。

（他目的使用の更新許可申請）

第8条 他目的使用者は他目的使用期間満了後引き続き土地改良施設を他目的使用するときは、期間満了の1箇月前までに他目的使用更新許可申請書（様式第9号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

（他目的使用の廃止届）

第9条 他目的使用者は、他目的使用期間満了前にその都合により使用を廃止しようとするときは、すみやかに他目的使用廃止届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（他目的使用の権利の譲渡又は承継の申請）

第10条 他目的使用の権利（以下「他目的使用权」という。）は、市長の許可を受けなければ、これを譲渡し、又は承継することができない。

2 前項により他目的使用の権利の譲渡又は承継の許可を受けようとする者は、当事者連署の上、他目的使用权譲渡（承継）許可申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。ただし、他目的使用者の署名を得ることができないときは、その事由を記載してこれに替えることができる。

（他目的使用の権利の譲渡又は承継の許可）

第11条 市長は、前条に規定する他目的使用の権利の譲渡又は継承の申請を承認したときは、他目的使用权譲渡（継承）許可書（様式第12号）により申請者へ通知するものとする。

（住所等の変更の届出）

第12条 他目的使用者は、氏名（法人にあつては、名称又は代表者氏名）又は住所（法人にあつては、所在地）を変更したときは、速やかに、他目的使用者（氏名・住所）変更届（様式第13号）を市長に届け出なければならない。

（原状回復）

第13条 他目的使用者は他目的使用期間が満了した場合又は他目的使用を廃止した場合において、他目的使用物件を除去し原状回復をしたときは、すみやかに原状回復届（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（改築・追加工事の申請）

第14条 条例第5条の規定による改築・追加工事の許可を受けようとする者は、改築・追加工事許可申請書（様式第15号）に第4条に規定する他目的使用物件の図面等を添えて市長に提出しなければならない。

(改築・追加工事の承認)

第15条 市長は、前項の申請があったときその内容を審査し、土地改良施設の維持管理上支障がないと認められる場合は、土地改良施設改築・追加工事承認書(様式第16号)を申請者に交付するものとする。

(他目的使用料等の減免)

第16条 条例第9条の規定により、他目的使用料等の減免を受けようとする者は、土地改良施設他目的使用料等減免申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

2 使用料の減免の基準は糸満市道路占用料徴収条例に準ずる。

3 減免の申請を承認したときは他目的使用料減免決定通知書(様式第18号)により申請者へ通知するものとする。

(他目的使用料等の還付)

第17条 条例第10条の規定により、他目的使用料等の還付を受けようとする者は、土地改良施設他目的使用料等還付申請書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。

(境界確認)

第18条 土地改良施設の境界の確認を申し出ようとする者(以下「申請者」という。)は、境界確認申請書(様式第20号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請地の位置図

(2) 境界確認の箇所を明示した不動産登記法第14条第1項の規定による地図(地積図)の写し、実測平面図又は地積測量図、求積図

(3) 隣接土地所有者の立会証明書

(4) 申請地、及び隣接地の土地登記簿謄本

(5) 現況写真

(6) その他市長が必要と認める書類

(境界立会)

第19条 市長は、前条に規定する境界確認申請書を受理した後、期日を定めて境界確認の立会を行うものとする。

2 境界確認に係る利害関係者への立会依頼は、申請者がおこなうものとする。

3 市長は、現地、及び関係資料を十分調査したうえ、申請者及び利害関係者との協議により当該境界を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により協議が成立した場合は、写真撮影等により、当該境界の位置確認を十分行うとともに、申請者に次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 申請者の署名、又は記名押印がなされた立会証明書(様式第21号)

(2) その他市長が必要と認める書類

5 市長は、第3項に規定する協議が不成立であった場合は、境界の決定をおこなわず、その旨を記録しておくものとする。

(用途廃止)

第20条 土地改良施設の用途廃止を申し出ようとする者(以下、「申請者」という。)は、土地改良施設用途廃止申請書(様式第22号)、及び次に掲げる書類を市長に提出

しなければならない。

- (1) 当該土地改良施設の位置図
- (2) 当該土地改良施設の箇所を明示した不動産登記法（明治32年法律第24号）第14条第1項の規定による地図（地積図等）、及び実測図
- (3) 当該土地改良施設に隣接する土地、及び建物の所有者に利害関係がある場合は、その利害関係者の当該用途廃止に係る同意書
- (4) 当該土地改良施設の隣接地の土地登記簿謄本
- (5) 隣接地土地所有者の立会証明書
- (6) 申請者、隣接地土地所有者、及び利害関係者の印鑑証明書
- (7) 現況写真
- (8) 誓約書（様式第23号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理した後、内容を審査した結果について、土地改良施設用途廃止審査結果通知書（様式第24号）を申請者に通知するものとする。

（付替）

第21条 土地改良施設の付替に用途廃止を伴う場合は、土地改良施設付替申請書（様式第25号）、及び前条各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 土地改良施設の付替は、次に掲げる要件を備える場合に行う。

- (1) 従前及びその周辺の土地改良施設の機能を低下させるものでないこと
- (2) 付替により新設された代替施設は、市に寄付できるもの

3 付替の申請を許可する場合は、土地改良施設付替許可書（様式第26号）を申請者に交付するものとする。

（申請書の提出）

第22条 この規定により市長に提出する申請書又は届書は、正副2通とする。

（委任）

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。